

倫理ガイドライン改定 新旧対照表

改正箇所	旧	新	備考
前文	また本会は、本会 <u>正会員</u> （以下「 <u>会員</u> 」という）が倫理綱領に沿って <u>専門的臨床心理業務</u> に従事するための具体的な指針として、一般社団法人東京公認心理師協会倫理ガイドライン（以下「 <u>倫理ガイドライン</u> 」という）を定める。	また本会は、本会 <u>正会員</u> が倫理綱領に沿って <u>心理臨床業務</u> に従事するための具体的な指針として、一般社団法人東京公認心理師協会倫理ガイドライン（以下「 <u>倫理ガイドライン</u> 」という）を定める。	※1 ※2
前文	倫理ガイドラインは、東京という <u>世界的な大都市に位置する</u> という、 <u>本会の地域性に配慮して定められた</u> 。	倫理ガイドラインは、東京という地域性にも <u>配慮して定められた</u> 。	「世界的な大都市」という表現を削除
前文	<u>会員</u> の使命は、臨床心理学をはじめとする心理学の知識や諸技法を生かして、心の専門家としての専門性を発揮し、その <u>臨床心理業務</u> の対象者（以下「 <u>対象者</u> 」という）や対象者にとって重要な関係者（以下「 <u>関係者</u> 」という）及び <u>地域社会の人々</u> の心の健康、幸福、利益の増進や人権を擁護することに貢献することである。その使命を達成するため、 <u>会員</u> は、善良な風俗や文化を尊重しつつ、心の専門家というアイデンティティを保ち、専門知識の習得と技術の向上に努め、多様な職域で活動する。	<u>正会員</u> の使命は、臨床心理学をはじめとする心理学の知識や諸技法を生かして、心の専門家としての専門性を発揮し、その <u>心理臨床業務</u> の対象者（以下「 <u>対象者</u> 」という）や対象者にとって重要な関係者（以下「 <u>関係者</u> 」という）及び <u>地域社会における人々</u> の心の健康、幸福、利益の増進や人権を擁護することに貢献することである。その使命を達成するため、 <u>正会員</u> は、善良な風俗や文化を尊重しつつ、心の専門家というアイデンティティを保ち、専門知識の習得と技術の向上に努め、多様な職域で活動する。	※1 ※2
前文	<u>会員</u> は、国際化社会の中での文化の多様性や現代社会からの新たな要請を受けているので、未経験や未知なことに遭遇することも多い。従ってしかるべき配慮のもとに、必要な研修や、スーパーヴィジョン、他の専門職、同業者によるコンサルテーションなどを受けて専門性の向上に努め、 <u>対象者やその関係者の社会慣習や法を遵守し</u> 、人権を尊重して、信頼を構築し、その幸福や利益の増進に貢献しなければならない。	<u>正会員</u> は、国際化社会の中での文化の多様性や現代社会からの新たな要請を受けているので、未経験や未知なことに遭遇することも多い。従ってしかるべき配慮のもとに、必要な研修や、スーパーヴィジョン、他の専門職、同業者によるコンサルテーションなどを受けて専門性の向上に努め、 <u>対象者やその関係者の社会慣習を尊重するとともに</u> 法を遵守し、人権を尊重して、信頼を構築し、その幸福や利益の増進	※1 文章の整理

		に貢献しなければならない。	
第1条	第1条 <u>臨床心理に関わる活動を実践する者としての姿勢</u>	第1条 <u>心理臨床</u> に関わる活動を実践する者としての姿勢	※2
第1条 第1項	1 <u>会員は、個人的利益を追求することによって、対象者の利益を害することがないようにし、臨床心理に関わる活動を実践する者としての使命と社会的責任を自覚して社会貢献に努めること。</u>	<u>正会員は、心理臨床に関わる活動を実践する者としての使命と社会的責任を自覚して社会貢献に努める。</u>	※1 ※2 旧第1条第1項の内容を分離。後半の内容を第1条第1項とした。
第1条 第2項	2 <u>会員は、社会における基本的人権の擁護と、心の健康の増進に努めること（社会正義の実現、福祉の充実、心の健康の啓発、自殺防止など）。</u>	2 <u>正会員は、心の健康の保持増進のみならず、社会における基本的人権の擁護に努める。</u>	※1 「社会正義の実現、福祉の充実、心の健康の啓発、自殺防止など」を削除
第1条 第3項	3 <u>会員は、文化や社会の多様性への感受性を持ち、年齢、性別、社会的地位、人種、国籍、信条、その他によって対象者および関係者を差別しない。また、固定化されたジェンダー観、家族像、障がい観などに留意し、各種のハラスメントを防止する。</u>	3 <u>正会員は、文化や社会の多様性への感受性を持ち、年齢、性別、社会的地位、人種、国籍、信条、その他によって対象者及び関係者を差別しない。また、固定化されたジェンダー観、家族像、障がい観などに留意し、各種のハラスメントを防止する。</u>	※1
第1条 第4項	1 <u>会員は、個人的利益を追求することによって、対象者の利益を害することがないようにし、臨床心理に関わる活動を実践する者としての使命と社会的責任を自覚して社会貢献に努めること。</u>	4 <u>正会員は、個人的利益を追求することによって、対象者及び関係者の利益を害することがないようにする。</u>	※1 旧第1条第1項の内容を分離し、前半の内容を第1条第4項として追加した。
第1条 第5項	4 <u>会員は、臨床心理に関連しない業務に従事している場合にも、本会の倫理規定及び倫理綱領を遵守する義務がある。</u>	5 <u>正会員は、法令や所属機関の規則に従うものとする。心理臨床</u> に関連しない業務に従事している場合にも、本会の倫理 <u>規程</u> 及び倫理綱領を遵守する義務がある。	※1 ※2 誤字修正
第2条	第2条 秘密保持、記録	第2条 秘密保持、 <u>情報開示</u> 、記録 <u>等</u>	旧第6条の内容（情報開示）を加えた
第2条 第1項	1 <u>会員は、業務上知りえた対象者及び関係者の個人情報及び相談内</u>	<u>正会員は、業務上知り得た対象者及び関係者の個人情報及び</u>	※1

	容の取扱いについては、倫理ガイドライン第3条以下に留意し、 <u>対象者</u> に不利益のないよう配慮する。	相談内容の取扱いについては、倫理ガイドライン第3条以下に留意し、対象者 <u>及び関係者</u> に不利益のないよう配慮する。	
第2条 第2項	2 <u>会員</u> は、面接等の業務の実施内容を、業務の終了後できるだけ <u>速やかに記録</u> し、適正に保管する。	2 <u>正会員</u> は、面接等の業務の実施内容を、業務の終了後できるだけ <u>すみやかに記録</u> し、適正に保管する。	※1
第2条 第3項	3 <u>会員が記録を利用する場合は、対象者の福利厚生に資することを主たる目的とする。</u>	3 <u>正会員が個人情報や相談内容を利用する場合は、対象者及び関係者の利益に資することを主たる目的とする。</u>	※1
第2条 第4項	4 記録者が複数にわたる場合は、記録の管理者及び取り扱い要領を定めなければならない。ただし、 <u>会員の所属機関、雇用者等</u> において別の定めがある場合は、それに従う。	4 記録者が複数にわたる場合は、記録の管理者及び取り扱い要領を定めなければならない。ただし、 <u>正会員の所属機関、雇用者等</u> において別の定めがある場合は、それに従う。	※1
第2条 第7項	1 電子媒体による音声・映像記録および、 <u>会員が作成する電子媒体による文書記録の保存と管理は、電子媒体の特徴を考慮し、セキュリティについて適切な手段を講じた上で、守秘に関する細心の配慮をして管理、保存などを行う。</u>	7 電子媒体による音声・映像記録および、 <u>正会員が作成する電子媒体による文書記録の保存と管理は、所属機関の規則に沿うものとする。その場合、</u> 電子媒体の特徴を考慮し、セキュリティについて適切な手段を講じた上で、守秘に関する細心の配慮をして管理、保存などを行う。	※1 旧第6条第1項の内容を第2条第7項に移動させた。
第2条 第8項	3 <u>メールカウンセリングやオンラインカウンセリング（ウェブカメラ併用の電話カウンセリングを含む）を行う場合は、積極的に個人情報保護する手段を講じるとともに、様々なリスクに対する対処を視野に入れて以下のような手段を講じる。</u> (1) 対象者に対して、メールやオンライン通信を用いることによる個人情報保護の特殊性を含めて、起こりうるリスクについて説明し、理解した上での了解を得てから行う。 (2) 会員は、適切に対象者のメー	8 <u>インターネットを利用した心理支援や情報発信を行う場合は、積極的に個人情報を保護する手段を講じるとともに、様々なリスクに対する対処を視野に入れて以下のような手段を講じる。詳細は、別冊「インターネットを利用した専門的心理臨床業務に関する留意点」を参照すること。</u> (1) 対象者に対して、メールやオンライン通信を用いることによる個人情報保護の特殊性を含めて、起こりうるリスクについて説明し、理解	旧第6条第3項の内容を第2条第8項に移動させた。 別冊「インターネットを利用した専門的心理臨床業務に関する留意点」については、次回の改訂作業で「臨床心理業務」を「心理臨床業務」に変更する予定

	<p>ルアドレスの管理をする。</p> <p>(3) <u>メールカウンセリングやオンラインカウンセリング</u>が、対面による<u>カウンセリング</u>とは異なる特徴を持つことをよく踏まえて行う（文字情報のみ、または、映像を伴うやりとり上の留意点、メールでの即時的反応を期待されることへの<u>事前の対応</u>などを含む）。</p>	<p>した上での了解を得てから行う。</p> <p>(2) <u>インターネットを利用した心理支援</u>が、対面による<u>心理支援</u>とは異なる特徴を持つことをよく踏まえて行う（文字情報のみ、または、映像を伴うやりとり上の留意点、メールでの即時的反応を期待されることへの<u>事前対応</u>などを含む）。</p>	
第3条第1項	<p>4 <u>対象者や関係者が社会的弱者である場合には、この点に特段の配慮が必要となる。会員は、対象者との関係が一方的な力関係にならないように留意し、対象者や関係者の人格の尊厳を十分に尊重し、対象者が自律できるように援助する。</u></p>	<p><u>正会員は、対象者及び関係者に対して自らが及ぼす影響力への自覚をもつ。また、対象者や関係者が社会的マイノリティである場合には、より自覚をもつことが必要である。正会員は、対象者や関係者を不当に利用することを避け、自己決定できるように援助する。</u></p>	<p>※1 旧第3条第4項を第3条第1項に移動させた</p>
第3条第2項	<p>2 <u>多重関係が専門的契約関係に何らかの影響を及ぼす可能性がある場合は、多重関係に入る前にそれを明確にして、記録する。多重関係に含まれるものは、専門的契約関係の対象者との間で生じるさまざまな関係（授業、課外活動、対象者の住宅訪問、入院先の病院訪問など）、専門家の対象者に対する自己開示、対象者との身体接触、対象者の権利を擁護するための活動などがあるがこれらに限られない。特に、社会のコンセンサスが得られていない多重関係を持つことについては、慎重な倫理的な考察と配慮が望まれる。</u></p>	<p><u>2 正会員は、原則として、対象者との間で専門的契約関係以外の関係、すなわち多重関係を持つてはならない。多重関係に含まれるものは、専門的契約関係以外の役割を担っている場合、対象者との間で生じる様々な関係（授業、課外活動、業務以外の対象者の住宅訪問や入院先へのお見舞い、対象者の権利を擁護する目的を超えた活動など）、対象者に対する過度の自己開示、個人的な連絡先の交換、対象者との性的な関係、特定の思想を押しつけるような活動などがあるがこれらに限らない。</u></p>	<p>「正会員は、原則として、対象者との間で専門的契約関係以外の関係、すなわち多重関係をもってはいけない」という文章を追加。 内容を整理</p>
第3条第3項	<p>1 <u>会員が対象者との間で、「対象者－専門家」という専門的契約関係以外の関係（以下「多重関係」という）を持つことが避けられない場合は、多重関係が対象者に及ぼす可能性のある利害を説明し、対象者の理</u></p>	<p><u>3 正会員が対象者との間で、地域特性や職業的役割などの個別性の観点から多重関係を持つことが避けられない場合は、多重関係が対象者に及ぼす可能性のある利害をその都度説明し、対</u></p>	<p>※1 第3条第1項を第3条第3項に移行させた。 具体例を追加</p>

	解を得てから契約する。また、多重関係によって対象者に <u>危害</u> が及ばないように努める。	対象者の理解を得る。 <u>例えば、正会員の居住圏と専門的援助活動圏が重なる場合、教員が学生相談室カウンセラーを兼ねる場合などが挙げられる。</u> また、多重関係によって対象者に <u>不利益</u> が及ばないように努める。	
第3条第4項	2 多重関係が専門的契約関係に何らかの <u>影響を及ぼす</u> 可能性がある場合は、多重関係に入る前にそれを明確にして、記録する。	4 多重関係が専門的契約関係に何らかの <u>支障をもたらす</u> 可能性がある場合は、多重関係に入る前にそれを明確にして、記録する。	旧第3条第2条の文章を第3条第4項に移動させた。
第3条第5項	3 対象者との間で多重関係が生じた場合には、対象者と会員との利益相反に留意し、対象者やその関係者に不利益のないように <u>努め</u> 、危害を防止する。利益相反が生じる場合とは、会員が第三者から資金の提供を受けて対象者に心理テストを施行する場合、会員が第三者から資金提供を受けた研究において対象者を被験者とする場合、会員と対象者が同じ企業などの被用者である場合、会員が勤務する学校機関の在学生在が対象者である場合などが考えられるがこれらに限られない。	5 <u>正会員</u> は、対象者との利益相反に留意し、対象者やその関係者に不利益のないように努める。	※1 旧第3条第3項の内容を第3条第5項に移動させた。 利益相反に関する具体例については、内容が不明瞭な点が多く削除した。
第3条第6項		<u>6 正会員は、常に社会の潮流に目を向け、時代の変化による価値観の変容に伴って多重関係とみなされるものが出てくることにも留意する。</u>	新規追加
第4条第1項	1 <u>会員</u> は対象者の自己決定を尊重し、また、必要に応じて対象者が自己決定を行うための援助をする。自己決定を行うための援助とは、対象者の自己決定能力の <u>見立てをすること</u> 、対象者が情報を的確に理解できるように説明すること、対象者の自己決定プロセスを理解しそれができるように援助することがあるがこれらに限られない。また <u>会員</u> は、対象者の自己決定能力が不十分	<u>正会員</u> は、対象者の自己決定を尊重し、また、必要に応じて対象者が自己決定を行うための援助をする。自己決定を行うための援助とは、 <u>対象者の自己決定能力を見立てること</u> 、対象者が情報を的確に理解できるように説明すること、対象者の自己決定プロセスを理解しそれができるように援助することがあるがこれら <u>に限らない</u> 。また <u>正会員</u>	※1

	であると見立てた場合には、重要な決定を延期するように配慮する。	は、対象者の自己決定能力が不十分であると見立てた場合には、重要な決定を延期するように配慮する。	
第4条 第2項	2 <u>会員</u> が対象者からインフォームド・コンセントを得る場合には、インフォームド・コンセントの3条件を満たすこと。3条件とは、対象者に <u>自己決定をする能力</u> があること、対象者が理解できる言葉で説明され理解が <u>得ること</u> 、対象者が自己決定する際に意思の自由が保障されていることである。	2 <u>正会員</u> が対象者からインフォームド・コンセントを得る場合には、インフォームド・コンセントの3条件を満たすこと。3条件とは、対象者に <u>自己決定能力</u> があること、対象者が理解できる言葉で説明され理解が <u>得られていること</u> 、対象者が自己決定する際に意思の自由が保障されていることである。	※1
第4条 第3項	3 <u>会員</u> は、 <u>心理検査の乱用を防止する</u> 。心理検査が研究目的で用いられる場合には、対象者から研究の目的に関する情報を含んだインフォームド・コンセントを得る。	3 <u>正会員は、心理検査を実施する場合は対象者にその必要性を十分に説明する</u> 。心理検査が研究目的で用いられる場合には、対象者から研究の目的に関する情報を含んだインフォームド・コンセントを得る。	※1
第4条 第4項	4 グループカウンセリングや家族カウンセリングなど、対象者が複数存在する場合には、会員は <u>インフォームド・コンセントを得る際に、守秘義務についての合意、守秘義務の限界などについて、対象者全員の同意を得る</u> 。その場合であっても、 <u>原則として個々の対象者のプライバシーを尊重する</u> 。また、他の対象者から情報開示を求められた場合は、 <u>開示の必要性や手段の相当性について専門家として見立てた上で、対象者相互の利害対立を調整するなど適切な対処を行う</u> 。	4 <u>正会員</u> は、グループカウンセリングや家族カウンセリングなど、対象者が複数存在する場合には <u>以下の点に留意する</u> 。 <u>(1) インフォームド・コンセントを得る際に、守秘義務についての合意、守秘義務の限界などについて、対象者全員の同意を得る。その場合であっても、原則として個々の対象者のプライバシーを尊重する。</u> <u>(2) 情報開示を求められた場合は、開示の必要性や手段の相当性について専門家として見立てた上で、対象者相互の利害対立を調整するなど適切な対処を行う。</u>	※1 内容を整理
第4条 第5項	5 <u>会員</u> が、関係者と面接、連携、協働、情報提供などを行う場合、支援者間や支援チーム間で協働する	5 <u>正会員</u> が、関係者と面接、連携、協働、情報提供などを行う場合、支援者間や支援チーム間で	※1

	<p>場合、及び地域の援助資源と連携する場合には、対象者の意思を尊重し、対象者と事前の協議を行って、インフォームド・コンセントを得る。また、関係者、支援者・支援チーム、地域の援助者との間で、<u>守秘義務を負う者の範囲とその内容を明確に合意してから</u>、協働や連携などを行う。</p>	<p>協働する場合、及び地域の援助資源と連携する場合には、対象者の意思を尊重し、対象者と事前の協議を行って、インフォームド・コンセントを得る。また、関係者、支援者・支援チーム、地域の援助者との間で、<u>守秘義務を負う者の範囲とその内容について十分に合意を得てから</u>、協働や連携などを行う。</p>	
<p>第4条 第6項</p>	<p>2 面接場面などの音声や映像を、電子媒体によって記録する場合には、それに関するインフォームド・コンセントを得る。</p> <p>(1) 面接場面などについて、電子媒体による音声・映像記録をとる場合は、対象者に、その必要性と、電子媒体による音声・映像記録の使用法・保存方法・保存期間とアクセスできる人の範囲、および、起こりうるリスクなどを説明して、理解した上での<u>了解</u>を得てから実施する。</p> <p>(2) 低年齢や認知の障がいなどのために、対象者本人からインフォームド・コンセントを得るのが困難な場合には、本人にできる限り説明すると同時に、適切な関係者からインフォームド・コンセントを得る。</p> <p>(3) <u>電子媒体による音声・映像記録</u>についてのインフォームド・コンセントの手続きは、原則として文書によって行う。文書によるインフォームド・コンセントを得ることが困難な事情がある場合には、口頭によるインフォームド・コンセントを得た時期・内容についての記録を残す。</p>	<p>6 面接場面などの音声や映像を、電子媒体によって記録する場合には、それに関するインフォームド・コンセントを得る。</p> <p>(1) 面接場面などについて、電子媒体による音声・映像記録をとる場合は、対象者に、その必要性と、電子媒体による音声・映像記録の使用法・保存方法・保存期間とアクセスできる人の範囲、および、起こりうるリスクなどを説明して、理解した上での<u>同意</u>を得てから実施する。</p> <p>(2) <u>電子媒体による音声・映像記録</u>についてのインフォームド・コンセントの手続きは、原則として文書によって行う。文書によるインフォームド・コンセントを得ることが困難な事情がある場合には、口頭によるインフォームド・コンセントを得た時期・内容についての記録を残す。</p>	<p>旧第6条第2項の内容を第4条第6項に移動させた。</p> <p>旧第6条第2項第2号の内容を削除した。そのため旧第6条第2項第3号を第4条第6項第2号に移動させた。</p>
<p>第4条 第7項</p>		<p><u>7 守秘よりも対応が優先されるような場合（例えば自傷他害、法令違反、犯罪被害、虐待など）</u></p>	<p>新規追加</p>

		<u>であっても、インフォームド・コンセントを得るよう努める。説明しても同意が得られない場合は、その経過を記録に残す。</u>	
第5条 第1項	1 <u>会員</u> は、対象者との専門的契約関係を中断する場合および対象者を他機関に紹介する場合には、対象者に不利益が及ばないように適切に対応する。 <u>会員</u> は、自分が専門的援助を行えないと判断する相当な理由が存在する場合、または自分の <u>専門能力</u> 以上の援助が必要であると判断する場合は、対象者を他の専門機関に紹介することができる。この場合には、そうすることが対象者の利益になることを対象者に説明し、対象者が <u>会員</u> に見放されたと感じることのないように努力する。	<u>正会員</u> は、対象者との専門的契約関係を中断する場合および対象者を他機関に紹介する場合には、対象者に不利益が及ばないように適切に対応する。 <u>正会員</u> は、自分が専門的援助を行えないと判断する相当な理由が存在する場合、または自分の <u>専門的能力</u> 以上の援助が必要であると判断する場合は、対象者を他の専門機関に紹介することができる。この場合には、そうすることが対象者の利益になることを対象者に説明し、対象者が <u>正会員</u> に見放されたと感じることのないように努力する。	※1
第5条 第2項	2 <u>会員</u> が心理検査を実施する場合には、その検査マニュアルを熟知し、遵守する。対象者に対して心理検査結果のフィードバックを行う場合には、それが対象者に与える影響を十分に考慮する。	2 <u>正会員</u> が心理検査を実施する場合には、その検査マニュアルを熟知し、遵守する。対象者に対して心理検査結果のフィードバックを行う場合には、それが対象者に与える影響を十分に考慮する。	※1
第5条 第3項	3 <u>会員</u> が、他の <u>臨床心理</u> の専門家に対する教育・訓練やスーパーヴィジョンを行う場合には、スーパーヴァイザーとの関係について、以下のように適切に配慮する。 (1) <u>会員</u> はスーパーヴァイザーから、スーパーヴィジョンに関するインフォームド・コンセントを得る。その場合には、スーパーヴァイザーの自己決定権を尊重する。 (2) <u>会員</u> は、スーパーヴィジョンに対するスーパーヴァイザーとスーパーヴァイザーの力関係の影響や、多重関係の影響を考慮し、適切に対処する。 <u>会員</u> は、社会における	3 <u>正会員</u> が、他の <u>心理臨床</u> の専門家に対する教育・訓練やスーパーヴィジョンを行う場合には、スーパーヴァイザーとの関係について、以下のように適切に配慮する。 (1) スーパーヴァイザーから、スーパーヴィジョンに関するインフォームド・コンセントを得る。その場合には、スーパーヴァイザーの自己決定権を尊重する。 (2) スーパーヴィジョンに対するスーパーヴァイザーとスーパーヴァイザーの力関係の	※1 ※2 第5条第3項第1号、第2号、第3号の主語を削除した。

	<p>文化と価値観の多様性への感受性を持ち、スーパーヴァイジーに対するハラスメントを防止する。</p> <p>(3) <u>会員</u>は、スーパーヴィジョンに対して何らかの影響が生じうる多重関係をできる限り避ける。どうしても避けられない場合には、避けられない理由を明確にし、必要に応じてスーパーヴァイジーに説明し、新たにインフォームド・コンセントを得て、スーパーヴァイジーとの間で、これまでの契約関係とは異なる新たな契約のもとにスーパーヴィジョンを実施する。その場合であっても、スーパーヴィジョンにおける多重関係の影響に適切に配慮する。</p> <p>(4) <u>会員</u>がケーススーパーヴィジョンを行い、スーパーヴァイジーに対してそのケースの個人情報の開示を求める場合には、スーパーヴィジョンを行うために最低限必要な情報に留める。また必要に応じて、スーパーヴァイジーに対し、そのケースの対象者にスーパーヴィジョンを受けることについての了解を得るように求める。</p>	<p>影響や、多重関係の影響を考慮し、適切に対処する。<u>正会員</u>は、社会における文化と価値観の多様性への感受性を持ち、スーパーヴァイジーに対するハラスメントを防止する。</p> <p>(3) スーパーヴィジョンに対して何らかの影響が生じうる多重関係をできる限り避ける。どうしても避けられない場合には、避けられない理由を明確にし、必要に応じてスーパーヴァイジーに説明し、新たにインフォームド・コンセントを得て、スーパーヴァイジーとの間で、これまでの契約関係とは異なる新たな契約のもとにスーパーヴィジョンを実施する。その場合であっても、スーパーヴィジョンにおける多重関係の影響に適切に配慮する。</p> <p>(4) ケーススーパーヴィジョンを行い、スーパーヴァイジーに対してそのケースの個人情報の開示を求める場合には、スーパーヴィジョンを行うために最低限必要な情報に留める。また必要に応じて、スーパーヴァイジーに対し、そのケースの対象者にスーパーヴィジョンを受けることについての了解を得るように求める。</p>	
第6条	第7条 機関に所属して <u>臨床心理業務</u> を行う場合（教育、医療、司法矯正、福祉、企業、スクールカウンセラー等）	第6条 機関に所属して <u>心理臨床業務</u> を行う場合（教育、医療、司法矯正、福祉、企業、スクールカウンセラー等）	※2 旧第7条を第6条に修正
第6条 第1項	1 <u>会員</u> が機関に所属して <u>臨床心理業務</u> を行う場合は、所属機関の規則や命令を尊重するとともに、本会の倫理規程、倫理綱領及び倫理ガイドラインに従って行動し、対象者に	<u>正会員</u> が機関に所属して <u>心理臨床業務</u> を行う場合は、所属機関の規則や命令を遵守する。 <u>正会員</u> と所属機関との間で、 <u>正会員</u> が行う <u>心理臨床業務</u> の倫理性に	※1 ※2

	不利益が及ぶのを防止する。会員と所属機関との間で、 <u>会員</u> が行う臨床心理業務の倫理性に関する見解の相違が生じた場合には、 <u>会員</u> は所属機関に対し、倫理綱領についての理解を得る努力をして、調整に努める。	関する見解の相違が生じた場合には、 <u>正会員</u> は所属機関に対し、倫理綱領についての理解を得る努力をして、調整に努める。	
第6条 第2項	2 <u>会員</u> は、 <u>会員</u> が所属する機関に対し、 <u>会員</u> が行う業務の内容と責任の範囲について説明をし、所属機関から同意を得る努力をする。業務の内容や責任の範囲に変化が生じた場合には、すみやかにその変更内容を所属機関に説明し、調整する。同意を得ることが難しい場合は、関係する法規や所属機関の定めに従う。	2 <u>正会員</u> は、 <u>正会員</u> が所属する機関に対し、 <u>正会員</u> が行う業務の内容と責任の範囲について説明をし、所属機関から同意を得る努力をする。業務の内容や責任の範囲に変化が生じた場合には、すみやかにその変更内容を所属機関に説明し、調整する。同意を得ることが難しい場合は、関係する法規や所属機関の定めに従う。	※1
第6条 第3項	3 所属機関に属する <u>他職種</u> との協働が必要な場合は、 <u>対象者や関係者の個人情報の扱いに特別な配慮をし、協働するにあたって必要とされる（以上の）個人情報に限り共有する。協働チームが存在する場合、必要があれば協働チームの働きについて対象者及び関係者に説明をし、協働チームに開示する個人情報の内容について、対象者及び関係者からの同意を得る。</u>	3 所属機関に属する <u>多職種で構成されるチームで協働する場合は、開示する個人情報を慎重に吟味し共有する。また、対象者及び関係者に対してチームの働きについて説明し、チームで共有する個人情報について同意を得る。</u>	内容を整理
第6条 第4項	4 対象者や関係者の同意を得る前に、所属機関において、 <u>対象者や関係者の個人情報を話し合うことが適切と判断される場合には、個人情報が漏れないように適切に配慮し、対象者及び関係者に不利益が及ぶことがないようにする。その場合は、関連法規や倫理綱領を遵守し、そうすべき根拠を明確にする。</u>	4 対象者や関係者の同意を得る前に、所属機関において、 <u>対象者や関係者の個人情報を共有することが適切と判断される場合には、個人情報が漏れないように適切に配慮し、対象者及び関係者に不利益が及ぶことがないようにする。その場合は、関連法規や倫理綱領を遵守し、そうすべき根拠を明確にする。</u>	
第6条 第5項	5 <u>会員</u> は、所属機関における <u>会員の臨床心理業務の記録</u> がいかなる内容を含むかについて、所属機関の	5 <u>正会員</u> は、所属機関における <u>正会員の心理臨床業務の記録</u> がいかなる内容を含むかについて	※1 ※2

	<p>同意を得る。また、<u>臨床心理業務</u>の記録の作成にあたっては、対象者の人権やプライバシーの尊重、対象者間の正義・公平性などに十分配慮する。</p> <p>(1) 記録の管理、保存及び破棄については、所属機関の規則に従う。規則がない場合は、<u>会員</u>は「取り扱い要領」を作成する。</p> <p>(2) 記録の保管方法及び記録にアクセスできる者の範囲及びアクセス方法を十分に管理し、記録の内容が不特定多数に<u>知れる</u>ことがないようにする。</p> <p>(3) 電子媒体による記録の管理が必要な場合は、特に積極的に情報の漏洩防止をする。</p>	<p>て、所属機関の同意を得る。また、<u>心理臨床業務</u>の記録の作成にあたっては、対象者の人権やプライバシーの尊重、対象者間の正義・公平性などに十分配慮する。</p> <p>(1) 記録の管理、保存及び破棄については、所属機関の規則に従う。規則がない場合は、<u>正会員</u>は「取り扱い要領」を作成する。</p> <p>(2) 記録の保管方法及び記録にアクセスできる者の範囲及びアクセス方法を十分に管理し、記録の内容が不特定多数に<u>知られる</u>ことがないようにする。</p> <p>(3) 電子媒体による記録の管理が必要な場合は、特に積極的に情報の漏洩防止をする。</p>	
第6条 第6項	6 <u>会員</u> は、所属機関の管理者、同僚、対象者及び関係者、所属機関の近隣住民などとの関係性において、専門関係以外の関係性が、対象者－専門家の関係に影響を与えないように留意する。	6 <u>正会員</u> は、所属機関の管理者、同僚、対象者及び関係者、所属機関の近隣住民などとの関係性において、専門関係以外の関係性が、対象者－専門家の関係に影響を与えないように留意する。	※1
第6条 第8項	8 対象者が未成年の場合には、保護者に十分な説明をし、理解を得られるよう <u>つとめる</u> 。ただし、未成年の対象者に特別な保護や人権擁護が必要な場合は <u>配慮を行う</u> 。	8 対象者が未成年の場合には、保護者に十分な説明をし、理解を得られるよう <u>努める</u> 。また、未成年の対象者に特別な保護や人権擁護が必要な場合 <u>には適切な配慮を行う</u> 。	
第7条	第8条 <u>会員</u> と社会、その他の専門職との関係	第7条 <u>正会員</u> と社会、その他の専門職との関係	※1 旧第8条を第7条に修正
第7条 第1項	3 <u>会員</u> は、地域や社会との関係において、以下のように適切に配慮する。 (1) <u>会員</u> は、自らの活動の社会的責任と社会貢献について十分	<u>正会員</u> は、自らの活動の社会的責任と社会貢献について十分に認識して行動する。	※1 旧第8条第3項第1号の内容を第7条第1項に移動さ

	に認識して行動する。		せた
第7条 第2項	(2) 会員は、 <u>司法手続きにおける専門家としての証言、報道機関に対する社会的な立場での発言、研究結果の公開など、公的な場における意見の表明を行うにあたっては、社会に与える影響について十分に配慮して行動する。臨床心理に関わる活動を実践する者の社会的信用を損なう行為をしないとともに、会員が臨床心理に関わる活動を実践する者全体を代表して発言していないことを明確にする。</u>	2 <u>正会員は、自らの言動が社会に与える影響について常に意識する。これには、口頭での発言に限らず文書やインターネットによる発信などあらゆる伝達方法が含まれる。例えば、メディアを通じた社会的な立場での発言、第三者委員会における専門的立場からの発言、所属機関における広報紙の執筆、司法手続きにおける専門家としての証言、研究結果の公開などがこれに該当する。心理臨床に関わる活動を実践する者の社会的信用を損なう行為をしないとともに、正会員が心理臨床に関わる活動を実践する者全体を代表して発言していないことを明確にする。</u>	※1 ※2 旧第8条第3項第2号の内容を第7条第2項に移動させた
第7条 第3項		3 <u>正会員は、自身の私的言動であっても専門職による発信と認識される可能性を常に想定して適切な配慮を行う。</u>	新規追加
第7条 第4項		4 <u>SNS などインターネット上で発信する際やオンラインカウンセリングを行う場合は、別冊「インターネットを利用した専門的心理臨床業務に関する留意点」を参照し、メディアの限界や特殊性、リスクを考慮する。</u>	新規追加
第7条 第5項	1 会員が他の専門職と協働をはかる場合は、互いの立場・意図・理念・行動指針などを尊重し、共通理解を促進する。	5 <u>正会員が他の専門職と協働をはかる場合は、互いの立場・意図・理念・行動指針などを尊重し、共通理解を促進する。</u>	※1 旧第8条第1項の内容を第7条第5項に移動させた
附則	本ガイドラインは、2019年2月20日より施行する。	<u>附則 本ガイドラインは2011年9月8日より施行する。</u> <u>附則 本ガイドラインは2012年3月22日より施行する。</u> <u>附則 本ガイドラインは2018年10月29日より施行する。</u>	附則を詳細に記載した

		<u>附則 本ガイドラインは2019年 2月20日より施行する。</u> <u>附則 本ガイドラインは2024 年5月20日より施行する。</u>	
--	--	--	--

- ※1 定款の変更に合わせ、「正会員」と表記する
- ※2 定款の変更に合わせ、「心理臨床」と表記する